

年金定期預金規定

1. 預入れできる方

- (1) 年金定期預金（以下、この預金という。）を預入れできる方は次の通りとします。
 - ① 国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金を当金庫でお受取りいただいている方
 - ② 新たに当金庫で上記①の公的年金のお受取りを開始いただく方。ただし、年金裁定請求書等により、当金庫受取指定が確認できる方。
- (2) この定期預金の預入れは、年金のお受取り口座を開設いただいている店舗でのみご利用いただけます。

2. 預入金額

この預金の預入れは、お一人様あたり500万円以内とします。

3. 預入期間

この預金の預入期間は1年間とします。

4. 利率

- (1) 本定期預金に適用させていただく利率は、預入日の預入期間1年のスーパー定期預金利率に当金庫所定の上乗せ利率を加えた利率といたします。
- (2) 金融情勢その他の事情により、自動継続後に適用する上乗せ利率は変動する場合があります。
- (3) スーパー定期預金利率および上乗せ利率については当金庫本支店の店頭に掲示します。

5. 自動継続

- (1) 満期日に引き続き上記1.(1)の預入資格を満たされた場合は、満期日における上記4. で定める利率により継続します。
- (2) 満期日に上記1.(1)①の預入資格を満たされない場合、自動継続を停止させていただきます。
- (3) 満期日にこの預金の取扱いが終了している場合は、スーパー定期預金にて自動継続します。

6. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、定期預金規定の自動継続自由金利型定期預金（M型）（単利型）により取扱いします。

7. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

令和4年2月1日
長浜信用金庫